【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月28日
【会社名】	日本電計株式会社
【英訳名】	NIHON DENKEI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　柳　丹峰
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野５丁目14番12号 （注）　上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記で行っております。
【電話番号】	－
【事務連絡者氏名】	－
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田３丁目５番12号　聖公会神田ビル
【電話番号】	03－3251－5731（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務　佐　藤　信　介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成29年６月23日開催の第72回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年６月23日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

① 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式１株につき金27円　総額211,886,307円

② 効力発生日

平成29年６月26日

第２号議案 定款一部変更の件

① 社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化をもってコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項に定める責任限定契約の締結を可能にするため、現行定款第28条第２項の規定の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③ その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（８名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

柳丹峰、阿部正美、佐藤信介、森田幸哉、和田史宣、梶原琢也、吉田周二、高畠浩之

第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

露木孝治、高本和彦、元橋好雄、藤原敏夫

第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

菅田正美

第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年６月23日開催の定時株主総会において年額400,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて同額の年額400,000千円以内(うち社外取締役50,000千円以内)とさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は８名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮し、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金の処分の件	52,526	41	18	(注) 1	可決　99.89
第２号議案 定款一部変更の件	52,482	85	18	(注) 2	可決　99.80
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件					
柳　丹峰	52,461	106	18	(注) 3	可決　99.76
阿部　正美	52,499	68	18		可決　99.84
佐藤　信介	52,495	72	18		可決　99.83
森田　幸哉	52,506	61	18		可決　99.85
和田　史宣	52,511	56	18		可決　99.86
梶原　琢也	52,511	56	18		可決　99.86
吉田　周二	52,485	82	18		可決　99.81
高畠　浩之	52,484	83	18		可決　99.81
第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件					
露木　孝治	52,429	138	18	(注) 3	可決　99.70
高本　和彦	52,465	102	18		可決　99.77
元橋　好雄	52,472	95	18		可決　99.79
藤原　敏夫	52,475	92	18		可決　99.79
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件				(注) 3	
菅田　正美	52,456	111	18		可決　99.75
第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	52,418	149	18	(注) 1	可決　99.68
第７号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	52,429	138	18	(注) 1	可決　99.70

※上記の賛成数、反対数及び棄権数の意志の表示に係る議決権の数には、本総会前日までの事前行使数及び当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数であります。

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によるものであります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。